

地域の権利擁護支援のあり方を考える研修会

時間	所要	タイトル	講師
13:00	-	開会	
13:00~13:05	5分	オリエンテーション	北村 肇 地域共生政策自治体連携機構 事務局次長
13:05~13:50	45分	地域の権利擁護支援の形をつくるために 私たちは何をすべきか	川端 伸子 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 前厚生労働省 成年後見制度利用促進専門官
13:50~13:55	5分	休憩	
13:55~15:10	75分	意思決定支援の思想に基づいた活動を 地域に息づかせるには	水島 俊彦 日本意思決定支援ネットワーク 副代表 成年後見制度利用促進専門家会議 委員
15:10~15:15	5分	休憩	
15:15~16:00	45分	“意思決定フォロワー”と描く未来	安藤 亨 愛知県豊田市 福祉部 よりそい支援課 権利擁護支援担当長
16:00~16:05	5分	休憩	
16:05~16:30	25分	『市民後見人養成テキスト』の活用・「基本カリキュラム」の読み方 ・市民後見人養成研修修了者の活躍促進・介護サービス相談員派遣等事業との関係	北村 肇 地域共生政策自治体連携機構 事務局次長
16:30~17:00	30分	鼎談形式による質疑応答	川端×水島×安藤 / 進行：北村
17:00	-	閉会	

オリエンテーション

①オンライン（ZOOM）視聴情報・講師資料

【 視聴のためのURL情報 】

<https://us06web.zoom.us/j/86352972434?pwd=bhSVVLmtYSwqPzLw2itgy6yIsgVeEq.1>

ミーティング ID: 863 5297 2434 / パスコード: 010454



【 講師資料 】

メールでご案内したファイル転送サービスによるほか、
地域共生政策自治体連携機構のホームページよりダウンロードください

<https://jichitai-unit.ne.jp/network/>



数人のスタッフで本日の研修会を運営しています。
事務所や事務局携帯にお電話いただいても、繋がりにくい状況が生じることが予想されます。
受講されるお仲間、視聴URL等が分からない、繋がらない等の状況がございましたら、
上記をご案内差し上げてください。

お申込みのない方へのご案内はご遠慮ください。

オリエンテーション

②開始あたって：オンライン受講者へのお願い

本日の配信は（ウェビナーではなく）ZOOMにより行っています

☑講師の方々に見えるよう、カメラは「オン」でお願いします。

※講師はモニター上でオンライン参加者のギャラリービューをみながら講義いたします。

☑音声は「オフ」にしてください。

※ZOOMによる配信のため、ひとりでも「オン」にしている方がいると、配信環境に支障が生じ（雑音が混じり）ます。

☑講師への質問は、すべての講義が終了後、16時30分頃よりまとめて行います。本日は非常に多くの方が視聴されています。手上げ機能や声出しをいただいても、司会・講師がそのすべてに気づくことが難しい状況です。恐れ入りますが、ご質問はチャットに書いてお送りくださるようお願いいたします。

その際、質問者の所属・氏名・連絡先メールアドレスも付記してください。

※当日お答えできないチャットでの質問は、講師と情報共有の上、後日お返しするようにいたします。

オリエンテーション

③本日の研修の目的、受講者の皆さまに事前にお伝えしておきたいこと

(開催案内にも書きましたように)

**地域の権利擁護支援のあり方を考える
“きっかけ”**

となればと考えて企画した研修です

オリエンテーション

③ 本日の研修の目的、受講者の皆さまに事前にお伝えしておきたいこと

次の2つの自治体事務局を通じて、関係者に今回の研修会のご案内をしています

① 介護サービス相談員派遣等事業の実施自治体、介護サービス相談員の皆さま

- ☑ 日本の市民後見の全国実施に向けた検討は、平成22年の介護サービス相談員派遣等事業の調査研究（その礎にある介護サービス相談員の日々の相談活動）に端を発しています。
- ☑ 介護サービス相談員で市民後見人もされている方もいらっしゃいます。
- ☑ 検討から14年を経て、介護サービス相談員派遣等事業実施自治体の事務局担当者の皆さまには、あらためて地域の権利擁護という視点から、介護サービス相談員の活動を見直す“きっかけ”としていただきたいと思えます。

オリエンテーション

③本日の研修の目的、受講者の皆さまに事前にお伝えしておきたいこと

次の2つの自治体事務局を通じて、関係者に今回の研修会のご案内をしています

② 自治体の「権利擁護」担当部局 や中核機関等の関係機関、市民後見人等の皆さま

- ☑ 介護サービス相談員の活動やその根底にある思想には、市民後見人や権利擁護支援者、意思決定支援サポーター等の活動とも類似する部分があります。
- ☑ 自治体の権利擁護担当部局や中核機関等の皆さまには、「権利擁護支援チーム」のメンバーの一員として、介護サービス相談員の活動があることを認識していただきたいと思います。
- ☑ その上で、介護サービス相談員や市民後見人、権利擁護支援者、意思決定サポーターなど、地域の権利擁護に関わる市民人材を一体的に捉える視点を持ち、その活動を育成・支援していく“きっかけ”としていただきたいと思います。